

西下本 村川 485 - 2371	北宇和 郡鬼北 町大字 父野川 下 (次の 図のと おり)	土石流	西下本 村川 485 - 2371	北宇和 郡鬼北 町大字 父野川 下 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上谷川 485 - 2372	北宇和 郡鬼北 町大字 父野川 (次の 図のと おり)	土石流	上谷川 485 - 2372	北宇和 郡鬼北 町大字 父野川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び鬼北町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第341号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北長須川 208 - 1006	四国中央市川之江町長須 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
イケヤ谷川 208 - 1013	四国中央市川之江町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
城谷川 302 - 1103	四国中央市土居町小林・土居町中村 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
古子川 302 - 1106	四国中央市土居町小林・土居町中村 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び四国中央市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第342号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量(国土広域情報 修正)
- 2 作業期間 令和3年4月1日から

令和4年3月31日まで

- 3 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第343号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(3級基準点)
- 2 作業期間 令和3年1月25日から  
3月5日まで
- 3 作業地域 新居浜市西の土居町1丁目、2丁目

○愛媛県告示第344号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和2年9月26日から  
令和3年2月26日まで
- 3 作業地域 愛媛県宇和島市津島町岩松地内

○愛媛県告示第345号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量(防災対策地域水準測量)
- 2 作業期間 令和2年7月17日から  
令和3年2月28日まで
- 3 作業地域 宇和島市、南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第346号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量(水準測量)
- 2 作業期間 令和2年9月11日から  
令和3年2月28日まで
- 3 作業地域 松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市

○愛媛県告示第347号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月23日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量(水準測量)